

申告書確認表（外国法人用）

確 事	認 業	対 年	象 度		担 当 者	役職：
確 認 実 施 日						役職：

この確認表は、誤りが生じやすいと認められる事項について取りまとめたもので、皆様が申告書を提出される直前の自主的な点検に御活用いただくことを目的として作成しています。
確認表を御活用いただいた場合、会社事業概況書（1.総括表）の「⑩ 申告書確認表等の活用状況」欄へその旨を記載いただくようお願いします。
なお、「No.」に下線を付している「確認内容」欄には、外国法人に固有の内容が含まれております。

項 目	No.	吹き出し別表へのリンク			確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
共通事項	1	★			法人税の確定申告書には、次の書類を添付していますか。 (1) 外国法人の貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。） (2) 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表） (3) 勘定科目内訳明細書（国内源泉所得に係る所得金額の計算に係る部分に限ります。） (4) 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合） (5) 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合） (6) 国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの書類に係る勘定科目内訳明細書 (7) 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。なお、税務署所管法人用の法人事業概況説明書とは異なります。） (8) 国際運輸業所得に係る国内において行う業務につき生ずべき所得の額及びその計算の基礎その他参考となるべき事項を記載した明細書（恒久的施設を有する外国法人が国際運輸業所得を有する場合） (9) 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合）（租特透明化法第3条）	○適	○否		左記の国内源泉所得は、恒久的施設を有する外国法人の場合には次の(1)から(6)までの国内源泉所得とされ、恒久的施設を有しない外国法人の場合には次の(2)から(6)までの国内源泉所得とされています。 (1) 恒久的施設帰属所得 (2) 国内にある資産の運用・保有による所得 (3) 国内にある資産の譲渡による所得 (4) 人的役務提供事業の対価 (5) 国内不動産等の貸付けの対価 (6) その他その源泉が国内にある所得 また、恒久的施設を有する外国法人の場合には、左記の会社事業概況書に、外国法人全体の事業等の概況と国内において行う事業等の概況をそれぞれ記載する必要があります。
	2				当事業年度に適用される別表を使用していますか。	○適	○否		当事業年度に対応した別表を使用していない場合には、税制改正に伴う改正事項が反映されないなど、所得金額や税額の計算に誤りが生じることがあります。
	3					各別表に記載している前事業年度からの繰越額（期首現在利益積立金額、期首現在資本金等の額を含みます。）は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。	○適	○否	○非該当

申告書確認表（外国法人用）

項 目	No.	吹き出し別表へのリンク			確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
法人税額及び 地方法人税額の計算 別表一の二・ 同次葉	4	★			法人税額及び地方法人税額の計算につき、内国法人用の「別表一」ではなく、外国法人用の「別表一の二」を使用していますか。 また、「恒久的施設の有無及びその種類」の欄の記載漏れはありませんか。	☐ 適	☐ 否		外国法人が確定申告若しくは仮決算による中間申告又はこれらの申告に係る修正申告をする場合には、別表一の二を使用する必要があります。
	5	★			恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額を計算していますか。 また、欠損金についても、同様に区分してそれぞれの所得金額から控除していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を正しく区分していない場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。
	6	★			9 欄又は19欄は、100円未満の額を切り捨てていませんか（1 円単位まで記載します。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	100円未満の額を切り捨てた場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。
	7	★			27欄及び39欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記の金額を正しく記載していない場合には、税額の計算に誤りが生じることがあります。
	8	★	★		地方法人税額の計算につき、別表一の二次葉の62欄及び63欄により計算していますか。 また、別表一の二の37欄の金額は、別表六の二の47欄の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記の金額が一致していない場合には、地方法人税額の計算に誤りが生じることがあります。
	9	★			外国法人の資本金の額等の換算レートは、当事業年度終了の日の電信売買相場の仲値を適用していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	資本金の額等の換算レートを正しく適用していない場合には、寄附金の損金不算入額、交際費等の損金不算入額等の計算に誤りが生じることがあります。
	10	★			当事業年度終了の時点における資本金の額若しくは出資金の額が1 億円超の外国法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている外国法人等である場合、年800万円以下の所得について、軽減税率を適用していませんか。 また、適用除外事業者に該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率（15％）を適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	資本金の額若しくは出資金の額が1 億円超の外国法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている外国法人等の税率は、23.2％となります（軽減税率の適用はありません。）。 また、上記以外の普通法人で適用除外事業者に該当する外国法人の年800万円以下の所得の税率は、19％となります（措法上の軽減税率（15％）の適用はありません。）。 なお、「大法人」とは資本金の額又は出資金の額が5 億円以上の法人等をいい、「適用除外事業者」とは当事業年度開始の日前3 年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円超の法人等をいいます。
所得金額の計算・利益 積立金額及び資本金 等の額の計算 別表四・ 別表五(一)	11	★			別表四と別表五(一)の検算額は、別表五(一)の31④欄の金額と一致していますか。 【検算式】 別表五(一)の31①欄 + 別表四の52②欄 + 別表五(一)の27、29及び30の③欄の合計額 = 別表五(一)の31④欄	☐ 適	☐ 否		中間納付額の還付金がある場合、適格合併等により移転を受けた資産等がある場合等には、一致しないことがあります。
	12	★			前事業年度以前に所得金額に加算した有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額について、当事業年度に売却等の減算事由が生じたものを減算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記の項目以外に、前事業年度以前に申告調整を行っている項目についても、その受入処理が正しく行われているか併せて確認する必要があります。
	13	★	★		貸借対照表の任意引当金、繰延税金資産（負債）等の金額は、別表五(一)の④欄の金額と一致していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記の金額が一致していない場合には、申告調整が正しく行われていない可能性があります、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。 なお、左記の貸借対照表は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表となります。

申告書確認表（外国法人用）

項 目	No.	吹き出し別表へのリンク	確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
租税公課の納付状況等 別表五(二)	14	★	★		5、10、15及び24～29の⑤欄でプラス表示している金額を別表四の2欄、3欄及び5欄で加算していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	左記によっていない場合には、租税公課に係る申告調整が正しく行われていない可能性があり、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。 なお、左記の貸借対照表は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る貸借対照表となります。
	15	★	★		5、10及び15の⑤欄でマイナス表示している還付法人税等又は還付所得税等（いずれも還付加算金を除きます。）の額で、雑収入等に計上しているものを別表四の18欄又は19欄で減算していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	
	16	★	★		19の③欄及び④欄でプラス表示している事業税等の額を別表四の13欄等で減算していますか。 また、19の③欄及び④欄でマイナス表示している還付事業税等の額を別表四で加算していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	
	17	★	★		「その他」の③欄に表示している充当金の取崩し又は④欄に表示している仮払経理により納付した源泉所得税又は外国法人税等の額を別表四で減算していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	
	18	★	★		41欄の金額は、貸借対照表等の記載額と一致していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	
所得税額の控除 別表六(一)	19	★			復興特別所得税額について所得税額控除制度の適用を受ける場合、「①について課される所得税額②」及び「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄には、所得税額及び復興特別所得税額を記載していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	復興特別所得税額を記載していない場合には、所得税の控除税額が過少となることがあります。
	20	★			所有期間によるあん分計算を要しないにもかかわらず、あん分計算を行った金額を12欄又は19欄に記載していませんか。 (例) ・公社債及び預貯金の利子 ・合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除きます。）の収益の分配 ・特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当 ・資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当、分割型分割による剰余金の配当、株式分配	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	あん分計算を要しないものについて、あん分計算を行った場合には、所得税の控除税額が過少となることがあります。
	21	★			「①について課される所得税額②」の各欄並びに8欄、14欄及び21欄について、集団投資信託の収益の分配に係る源泉所得税の額から控除された分配時調整外国税相当額（別表六(五の二)の「1の②」から「4の②」までの各欄に記載された金額並びに10欄、16欄及び23欄に記載された金額）がある場合には、それぞれの金額を控除していますか（分配時調整外国税相当額について税額控除制度の適用を受ける場合、別表六(五の二)を作成・添付していますか。）。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	平成30年度税制改正により、令和2年1月1日以後に支払を受ける分配時調整外国税相当額については、所得税額と区分して法人税額等から控除することとされています。 なお、「分配時調整外国税相当額」とは、法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除すべき外国源泉所得税の額を基礎として計算した一定の金額をいいます。
	22	★			人的役務の提供事業に係る対価につき源泉徴収された所得税額から、人的役務の提供事業に係る給与につき源泉徴収されたとみなされる所得税額を除いていますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	人的役務の提供事業に係る給与につき源泉徴収されたとみなされる所得税額を除かない場合には、所得税の控除税額が過大となることがあります。

申告書確認表（外国法人用）

項 目	No.	吹き出し別表へのリンク			確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
法人税の額から控除される特別控除額別表六(六)	23	★			複数の法人税額の特別控除制度の適用を受ける場合、適用を受ける制度に係る別表に記載した当期税額控除可能額を転記していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	適用を受ける制度の税額控除可能額の合計額が、調整前法人税額の90%相当額を超える場合には、その超える部分の金額は、調整前法人税額から控除せずに、各制度の繰越税額控除限度超過額となります。
特定税額控除規定の適用可否の判定別表六(七)	24	★			中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者に該当する場合で、次の法人税額の特別控除制度の適用を受けるときには、別表六(七)を作成・添付していますか。 また、6 欄、7 欄、11 欄、12 欄又は16 欄のいずれかが「該当」となっていますか。 (1) 一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(九)） (2) 特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除（別表六(十二)） (3) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(十九)） (4) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除（別表六(二十五)） (5) 情報技術事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（別表六(二十六)）	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	「中小企業者」とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次の法人以外のもの又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下のものをいいます。 (1) その発行済株式等の総数等の1/2以上が同一の大規模法人に所有されている法人 (2) その発行済株式等の総数等の2/3以上が大規模法人に所有されている法人 また、「大規模法人」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人等をいいます。
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除別表六(九)・(十)・(十一)・(十二)	25	★	★	★	別表六(九)（中小企業者等の場合、別表六(十)）の1 欄及び別表六(十二)の1 欄の金額は、次の資産に係る試験研究費の額を除き、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 (1) 棚卸資産 (2) 固定資産（事業の用に供する時において試験研究の用に供するものを除きます。） (3) 繰延資産（試験研究のために支出した費用に係るものを除きます。） また、これらの資産に係る試験研究費の額については、研究開発費として損金経理をした金額のうちこれらの資産の取得価額となる費用の額等となっていますか。 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合、その金額を試験研究費の額から控除していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	試験研究費の額について申告調整額を加減算した税務上の金額となっていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。 また、令和3年度税制改正により試験研究費の額の範囲が見直され、左記の(1)から(3)までに係る試験研究費の額は、研究開発費として損金経理をした金額のうち取得価額となる費用の額等とされました。この見直しに伴い、売上原価等の原価の額並びに左記の(2)又は(3)に係る償却費、除却損及び譲渡損の額は、試験研究費の額には含まれません。 そのほか、試験研究費に充当する目的で他の者から支払を受けた金額がある場合において、その支払を受けた金額がその試験研究費の額を上回っていたときは、その上回った金額は、他の試験研究費の額から控除することとなります。
	26	★			別表六(十一)の比較試験研究費の額の計算における各調整対象年度の2 欄の金額について、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。 また、各調整対象年度の2 欄の金額は、当事業年度に適用される規定により計算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	各調整対象年度の試験研究費の額について申告調整額を加減算した税務上の金額となっていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。 また、令和3年度税制改正により試験研究費の額の範囲が見直されましたので、当事業年度の試験研究費の額だけでなく、各調整対象年度の試験研究費の額についても、同改正後の試験研究費の額の規定により計算することとなります。
	27	★			別表六(十一)の平均売上金額の計算における各売上調整年度の7 欄の金額及び当期の9 欄の金額について、申告調整額を加減算した税務上の金額となっていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	各売上調整年度の7 欄の金額及び当期の9 欄の金額について申告調整額を加減算した税務上の金額となっていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。
	28	★			別表六(十一)の調整対象年度及び売上調整年度に試験研究費の額がない事業年度を含めて、5 欄及び10 欄の計算をしていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	比較試験研究費の額の計算における調整対象年度及び平均売上金額の計算における売上調整年度には、当事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度（試験研究費の額がない事業年度を含みます。）を含める必要があります。
	29	★			合併等が行われた場合、比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていますか。 また、分割若しくは現物出資が行われた場合の比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整計算の特例の適用を受ける場合又は現物分配が行われた場合の比較試験研究費の額の調整計算の特例の適用を受ける場合、所定の事項を記載した書類を添付していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	比較試験研究費の額及び平均売上金額の調整を行っていない場合には、税額の控除額の計算に誤りが生じることがあります。

申告書確認表（外国法人用）

項 目	No.	吹き出し別表へのリンク	確 認 内 容	確 認 結 果	留 意 事 項
欠損金の損金算入等別表七(一)	30	★	2 欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50%相当額となっていますか。ただし、次の事業年度を除きます。 (1) 当事業年度終了の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円以下であり、かつ、一又は完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されていない外国法人である場合の事業年度 (2) 更生手続開始の決定の日等からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。） (3) 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である場合のその外国法人（一定の外国法人を除きます。）の事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。） また、別表一の二において、恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額から欠損金を控除していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	2 欄の損金算入限度額は、原則として、所得金額の50%相当額ですが、左記の(1)から(3)までの事業年度においては、所得金額の100%相当額となります。
受取配当等の益金不算入別表八(一)	31	★	9 欄、16欄、26欄及び33欄の金額に益金不算入の対象とならないものの額を含めていませんか。 (例) ・ 公社債の利子の額 ・ MMF（追加型公社債投資信託）等の公社債投資信託の収益の分配の額 ・ 公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額（外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額を除きます。） ・ 不動産投資信託の収益の分配の額 ・ オープン投資信託の特別分配金の額 ・ 外国法人、特定目的会社、投資法人から受ける配当等の額 ・ 匿名組合契約に基づいて受ける利益の分配の額	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	左記の（例）以外に、生命保険の契約者配当金、協同組合等の事業分量配当金等についても益金不算入の対象となりません。
	32	★	9 欄の金額に、完全子法人株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	「完全子法人株式等」とは、その配当等の額の計算期間の初日から末日まで継続して他の内国法人との間に完全支配関係があった場合の当該他の内国法人の株式等をいい、「関連法人株式等」とは、その保有割合が1/3超の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の前に最後にされた配当等の基準日等の翌日からその受ける配当等の額に係る基準日等まで引き続き有している場合のその株式等をいい、「非支配目的株式等」とは、その保有割合が5%以下の他の内国法人の株式等を当該他の内国法人から受ける配当等の額に係る基準日等において有する場合のその株式等をいい、「その他株式等」とは、完全子法人株式等、関連法人株式等及び非支配目的株式等のいずれにも該当しない株式等をいいます。
	33	★	14欄の金額に、関連法人株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	なお、令和2年度税制改正により、令和4年4月1日以後に開始する事業年度の株式区分については、完全支配関係があるグループ全体で判定することとされました。
	34	★	24欄の金額に、その他株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	
	35	★	31欄の金額に、非支配目的株式等に係る配当等の額に該当しないものを含めていませんか。 なお、外国株価指数連動型特定株式投資信託以外の特定株式投資信託（ETF）の収益の分配の額は、非支配目的株式等として益金不算入の対象となります。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	
	36	★	35欄の金額は、損益計算書の支払利息（社債利息及び手形の割引料等を含みます。）の額の合計額（別表四において、支払利息等に係る申告調整を行っている場合、その調整後の金額）と一致していますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	社債利息及び手形の割引料以外に、従業員預り金、営業保証金、敷金その他これらに準ずる預り金の利子等についても支払利息に含まれます。 なお、左記の損益計算書は、国内源泉所得に係る事業又は資産に係る損益計算書となります。
寄附金の損金算入別表十四(二)	37	★	恒久的施設帰属所得の計算において、10欄の額は、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額に貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額のうちに恒久的施設を通じて行う事業に係る資産の帳簿価額の占める割合を乗じて計算した金額となっていますか。	☐ 適 ☐ 否 ☐ 非該当	令和2年度税制改正により、令和4年4月1日以後に開始する事業年度における寄附金の損金算入限度額の計算については、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額を基礎として行うこととされました。

申告書確認表（外国法人用）

項 目	No.	吹き出し別表 へのリンク			確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項
交際費等の損金算入 別表十五	38	★			交際費等の額に係る控除対象外消費税額等を支出交際費等の額に含めていますか。 また、接待飲食費の額に係る控除対象外消費税額等を9欄に含めていますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	令和2年度税制改正により、資本金の額又は出資金の額に総資産の価額のうちに占める国内にある資産及び国外にある資産（恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限ります。）の価額の割合を乗じて計算した金額が100億円超の外国法人が支出する接待飲食費の額の全額が損金の額に算入されないこととされました。これにより、交際費等の損金不算入額は、次の外国法人の区分に応じそれぞれ次の金額となります。 (1) 上記の計算した金額が100億円超の外国法人 交際費等の額の全額 (2) 上記の計算した金額が1億円超の外国法人又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている外国法人（(1)の外国法人を除きます。） 交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額 (3) (1)(2)以外の外国法人 交際費等の額のうち次のいずれかの金額 イ 接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額 ロ 定額控除限度額を超える部分の金額
	39	★			資本金の額又は出資金の額に総資産の価額のうちに占める国内にある資産及び国外にある資産（恒久的施設を通じて行う事業に係るものに限ります。）の価額の割合を乗じて計算した金額が100億円超の外国法人である場合、9欄に記載していませんか。 また、この金額が1億円超の外国法人である場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている外国法人である場合、3欄の計算をしていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	
減価償却資産の償却 額の計算 別表十六(一)・(二)・ 特別償却の付表	40	★			平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに鉱業用減価償却資産のうち、建物、建物附属設備及び構築物の償却方法について、定率法を適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	税制改正により、償却方法及び償却率の見直しが行われることがあるため、償却方法等が法令に適合しているか確認する必要があります。 なお、平成28年度税制改正により、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備等については、定率法を適用できないこととされています。
	41	★	★		中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者該当する場合等に、次の特別償却を適用していませんか。 (1) 中小企業者等が機械等取得した場合の特別償却 (2) 地方活力向上地域等において特定建物等取得した場合の特別償却（適用要件の緩和措置） (3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等取得した場合の特別償却 (4) 被災代替資産等の特別償却（特別償却率の上乗せ特例） (5) 特定事業継続力強化設備等の特別償却 (6) 特定地域における工業用機械等の特別償却（沖縄の離島地域等に係るもの）（中小規模法人に係る適用要件の緩和措置）	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	中小企業者に該当しない場合又は適用除外事業者該当の場合には、左記の制度を適用できないこととされています。 なお、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であっても、大規模法人の子会社である等一定の要件に該当する場合には、中小企業者に該当しません。
	42	★	★		特別償却の適用を受けた資産について、措法による圧縮記帳又は他の特別償却を重複適用していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	特別償却の適用に当たって、法法による圧縮記帳との重複適用をすることはできませんが、措法による圧縮記帳又は他の特別償却との重複適用をすることはできません。 なお、法法による圧縮記帳との重複適用をした場合には、圧縮記帳をした後の金額をその取得価額として特別償却を行うこととなります。
	43	★	★		特別償却の制度ごとに適用すべき基準取得価額割合及び償却率によって計算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	税制改正により、特別償却の基準取得価額割合及び償却率の見直しが行われることが多いため、適用を受けようとする制度の基準取得価額割合等が法令に適合しているか確認する必要があります。
国外関連者 別表十七(四)	44	★			国外関連者との取引がある場合、取引がある全ての国外関連者について、「国外関連者の名称等」欄及び「国外関連者との取引状況等」欄に記載していますか（取引には対価の授受がないものも含みます。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記の記載がない場合には、移転価格上の問題の有無を正しく判定できず、その結果、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。
外国法人の本店等との 間の内部取引の状況等 別表十七の二(三)	45	★			内部取引がある場合、自社の直近事業年度の営業収益等、内部取引の相手方である外国法人の本店等の名称等及びその内部取引の状況等について記載していますか（取引には対価の授受がないものも含みます。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	左記の記載がない場合には、本店等との間の内部取引の認識・性質決定を正しく行うことができず、又は内部取引に係る移転価格上の問題の有無を正しく判定できず、所得金額の計算に誤りが生じることがあります。

申告書確認表（外国法人用）

項 目		No.	吹き出し別表 へのリンク		確 認 内 容	確 認 結 果			留 意 事 項	
B / S ・ P / L ・ 指 定 科 目 内 訳 明 書	評価損等	46	★	★		有価証券若しくはゴルフ会員権等の評価損又は減損損失の額のうち、税務上損金の額に算入されない金額を別表四で加算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	資産の評価損を計上するに当たっては、物損等の事実や法的整理の事実が生じているかを確認する必要があります。
	特別損失 雑損失等	47	★	★		損金の額に算入されない租税公課、罰金等の額を別表四で加算していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	租税公課及び罰金以外に、裁判手続のうち刑事訴訟手続を経て外国又は外国の地方公共団体により課される罰金又は科料に相当するものについても、別表四で加算する必要があります。
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 の 申 告 書 （ 一 般 用 ） ・ 添 付 書 類	資産の譲渡等	48	★	★	★	申告書第一表①欄の金額は、付表2-1①のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）又は2-3①のA欄、B欄の金額のそれぞれ1,000円未満切捨て後の金額の合計額と一致していますか（申告書第一表⑤欄又は付表2-1若しくは2-3⑬の各欄に記載がある場合、返還等対価の額に相当する金額又は特定課税仕入れに係る支払対価の額が加算されていますか。）。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	法人税の申告に当たって、課税売上げに係る申告調整がある場合には、調整した後の金額を記載する必要があります。
		49	★	★		本店等との間の内部取引は資産の譲渡等に含まれないにもかかわらず、その対価の額を付表2-1②F欄又は2-3②C欄に含めていませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	本店等との間の内部取引は、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供ではないことから、資産の譲渡等には該当しません。
		50	★	★		非居住者から受け取る利子等（他の外国法人に対する貸付金や外国債券から生じる利子等）の額がある場合、その金額を付表2-1③F欄又は2-3③C欄に記載していますか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	非課税資産の譲渡等のうち、金銭の貸付けや国債等の取得で債務者が非居住者であるもの等については、輸出取引（免税取引）とみなされ、課税売上割合の計算上、これらに係る利子等の額は分母、分子に算入されます。
		51	★	★		付表2-1⑥F欄又は2-3⑥C欄の金額には、次の金額を含めていますか。 (1) 有価証券の譲渡対価の5%相当額 (2) 土地等の譲渡対価の金額 (3) 受取利子の金額 (4) 集団投資信託の収益の分配金 (5) 従業員から受け取る社宅家賃等	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	非課税売上額に誤りがある場合には、課税売上割合が変動し、控除対象仕入税額の計算に誤りが生じることがあります。
	控除税額	52	★	★		令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額（売上税額）について、付表1-1②のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表1-2の各欄）又は1-3②のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2-1⑩のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）又は2-3⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	売上税額の計算について積上げ計算を適用している場合には、仕入税額の計算についても積上げ計算を適用することとされています。 なお、売上税額の計算について割戻し計算を適用している場合には、仕入税額の計算は積上げ計算又は割戻し計算のいずれかを選択することができます。
		53	★	★	★	令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額（仕入税額）について、付表2-1⑩のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）又は2-3⑩のA欄、B欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法（積上げ計算）により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、付表2-1⑩のD欄、E欄（X欄に金額がある場合、付表2-2の各欄）又は2-3⑩のA欄、B欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法（割戻し計算）により計算していませんか。	☐ 適	☐ 否	☐ 非該当	仕入税額の計算について積上げ計算を適用している場合には、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額の計算についても積上げ計算を適用することとされています。 なお、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けるためには、次の(1)及び(2)を保存することとされています。 (1) 適格請求者発行事業者以外の者から受領した区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書等 (2) 経過措置の適用を受ける旨を記載した帳簿

1	表中の法令は、以下の略語を用いています。		
	法法	法人税法	措法
	租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律	租税特別措置法
2	令和6年10月1日現在の法令・通達によっています。		